

高知県乳用後継牛確保対策事業費補助金交付要綱新旧対照表

改 正 後	現 行												
第 1 条～第 5 条 （略） （補助の条件） 第 6 条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業の実施に当たっては、前条ただし書第 1 号から第 10 号までのいずれかに該当すると認められる者を間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。 2 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前項の条件を付すとともに県税及び税外未収金債務の滞納がないことを確認しなければならない。 第 7 条～第 14 条 （略） 附 則 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 3 項から第 5 項まで、第 8 条、第 9 条第 3 項、第 11 条及び第 13 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u> 別表（第 3 条関係） <table><tr><th>補助対象事業</th><th>補助対象経費</th><th>補助率及び補助金額</th></tr><tr><td>○乳用後継牛確保対策事業 酪農家の高能力な後継雌の効率的な確保により安定的な生乳生産を図るため、性判別精液の利用を促進するための取組に対する支援を行う。</td><td>酪農家が性判別精液を利用した本数に応じて、高知県農業協同組合が酪農家（高知県酪農連合協議会に加入しているものに限る。）に交付する奨励金</td><td>5 分の <u>1</u> 以内。ただし、1 本当たり <u>1,000</u> 円を上限とする。</td></tr></table>	補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助金額	○乳用後継牛確保対策事業 酪農家の高能力な後継雌の効率的な確保により安定的な生乳生産を図るため、性判別精液の利用を促進するための取組に対する支援を行う。	酪農家が性判別精液を利用した本数に応じて、高知県農業協同組合が酪農家（高知県酪農連合協議会に加入しているものに限る。）に交付する奨励金	5 分の <u>1</u> 以内。ただし、1 本当たり <u>1,000</u> 円を上限とする。	第 1 条～第 5 条 （略） （補助の条件） 第 6 条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業の実施に当たっては、前条ただし書第 1 号から第 10 号までのいずれかに該当すると認められる者を間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。 2 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前項の条件を付さなければならない。 第 7 条～第 14 条 （略） 附 則 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 3 項から第 5 項まで、第 8 条、第 9 条第 3 項、第 11 条及び第 13 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 <u>（新設）</u> 別表（第 3 条関係） <table><tr><th>補助対象事業</th><th>補助対象経費</th><th>補助率及び補助金額</th></tr><tr><td>○乳用後継牛確保対策事業 酪農家の高能力な後継雌の効率的な確保により安定的な生乳生産を図るため、性判別精液の利用を促進するための取組に対する支援を行う。</td><td>酪農家が性判別精液を利用した本数に応じて、高知県農業協同組合が酪農家（高知県酪農連合協議会に加入しているものに限る。）に交付する奨励金</td><td>5 分の <u>2</u> 以内。ただし、1 本当たり <u>2,000</u> 円を上限とする。</td></tr></table>	補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助金額	○乳用後継牛確保対策事業 酪農家の高能力な後継雌の効率的な確保により安定的な生乳生産を図るため、性判別精液の利用を促進するための取組に対する支援を行う。	酪農家が性判別精液を利用した本数に応じて、高知県農業協同組合が酪農家（高知県酪農連合協議会に加入しているものに限る。）に交付する奨励金	5 分の <u>2</u> 以内。ただし、1 本当たり <u>2,000</u> 円を上限とする。
補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助金額											
○乳用後継牛確保対策事業 酪農家の高能力な後継雌の効率的な確保により安定的な生乳生産を図るため、性判別精液の利用を促進するための取組に対する支援を行う。	酪農家が性判別精液を利用した本数に応じて、高知県農業協同組合が酪農家（高知県酪農連合協議会に加入しているものに限る。）に交付する奨励金	5 分の <u>1</u> 以内。ただし、1 本当たり <u>1,000</u> 円を上限とする。											
補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助金額											
○乳用後継牛確保対策事業 酪農家の高能力な後継雌の効率的な確保により安定的な生乳生産を図るため、性判別精液の利用を促進するための取組に対する支援を行う。	酪農家が性判別精液を利用した本数に応じて、高知県農業協同組合が酪農家（高知県酪農連合協議会に加入しているものに限る。）に交付する奨励金	5 分の <u>2</u> 以内。ただし、1 本当たり <u>2,000</u> 円を上限とする。											